

岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から県民の生命及び財産を守り市街地の減災を図るために、既存木造住宅の耐震改修等を実施する所有者に補助金を交付する市町村に対し、県が必要な助成を行い、もって公共の福祉に資することを目的とする。

(通則)

第2条 岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。
- 二 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - (1) 岡山県建築物耐震診断等事業を活用して行う耐震診断
 - (2) 国土交通大臣が定める技術指針事項に定める方法に基づき行う耐震診断
 - (3) 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）
- 三 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、知事の登録を受けた者をいう。
- 四 耐震改修工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の全部を耐震化のために改修する工事（別表第一に定める耐震基準を確保するために行うもので木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）をいう。
- 五 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化のために改修する工事（別表第二に定める耐震基準を確保するために行うもので木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）をいう。
- 六 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで、別表第四に定めるもの又はその他知事が認めるものをいう。
- 七 耐震シェルター等設置工事 耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅又は知事が倒壊の危険性があると判断する既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事（別表第三に定める耐震基準を確保するために行うもの）をいう。
- 八 低所得者等 収入分位25%以下の世帯、65歳以上の方が居住している世帯又は障害者の方が居住している世帯をいう。
- 九 補助事業者 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国交付要綱」という。）に基づく交付金を活用し、耐震改修工事、部分耐震改修工事又は耐震シェルター等設置工事を実施する木造住宅所有者への補助を行う市町村をいう。
- 十 耐震評価機関 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定により知事が指定した機関、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判

定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会又はその他知事が認めた機関をいう。

十一 アクションプログラム 国交付要綱附属編第Ⅱ編第1章イー16ー(12)①1. 2四ハに規定する住宅耐震化緊急促進アクションプログラムをいう。

十二 アクションプログラム策定市町村 アクションプログラムを策定し、アクションプログラムに基づく耐震化の取組みの進捗状況を把握、検証及び公表し、対策を進める市町村をいう。

(補助金の交付)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため、補助事業者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象、補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、又は工事着手されたもので、かつ2階建て以下のものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費、補助率等は、別表第一から第三までに定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受ける際には次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

(事業内容の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助金の額に変更が生じるとき

- (1) 岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）

二 補助金の額に変更が生じないとき

- (1) 岡山県木造住宅耐震改修事業変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）

三 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

- (1) 岡山県木造住宅耐震改修事業の廃止（中止）承認申請書（様式第6号）

2 前項の軽微な変更は、事業計画書又は変更事業計画書（様式第2号）に変更が生じるもの以外のものをいう。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、次の書類を知事に提出しなければならない。

(1) 岡山県木造住宅耐震改修事業実績報告書(様式第7号)

(2) 耐震改修事業実施一覧表(様式第8号)

(3) 収支決算書(様式第3号)

(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、別表第一から第三までに掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認しなければならない。

2 補助事業者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第3項に掲げる所管行政庁に意見を求め、前項の確認を行わなければならない。

3 補助事業者は、耐震改修工事及び部分耐震改修工事にあつては、中間検査を実施しなければならない。

(公表)

第10条 知事は、本事業の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の方法は、知事が別に定める。

(取引上の開示)

第11条 本事業を実施した木造住宅の所有者は、当該木造住宅を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、本事業の結果を開示しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年4月3日から施行し、平成18年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成20年7月18日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年8月21日から施行し、平成21年6月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年6月2日から施行し、平成22年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行し、平成24年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行し、平成26年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年度分補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に工事が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度分補助金から適用する。

別表第一

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率等
耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの（耐震評価機関の評価を受けたものであること）	上部構造評点が1.0以上	アクションプログラム策定市町村にあっては、耐震改修工事に要する費用の5分の4を限度とする額。その他の市町村にあっては、耐震改修工事に要する費用（ただし、34,100円/㎡を限度とする。）	補助対象経費の4分の1以内、かつ、市町村が補助する額の4分の1以内。ただし、一住宅につきアクションプログラム策定市町村にあっては287,500円を、その他の市町村にあっては200,000円を限度とする。
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上		

別表第二

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率等
部分耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの（耐震評価機関の評価を受けたものであること）	県が定める技術基準における「部分耐震性能」を有すること	部分耐震改修工事に要する費用に2分の1（木造住宅の所有者が属する世帯が低所得者等である場合にあっては5分の4）を乗じて得た額（ただし、1世帯1箇所）	補助対象経費の4分の1以内、かつ、市町村が補助する額の4分の1以内。ただし、一住宅につき200,000円を限度とする。

別表第三

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助率等
耐震シェルター等設置工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの（耐震評価機関の評価を受けたものであること）	1 階部分に別表第四に定めるもの又はその他知事が認めるものを設置すること	耐震シェルター又は防災ベッドの購入、運搬及び設置に要する費用に2分の1（木造住宅の所有者が属する世帯が低所得者等である場合にあっては5分の4）を乗じて得た額	補助対象経費の4分の1以内、かつ、市町村が補助する額の4分の1以内。ただし、一住宅につき200,000円を限度とする。
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの			
	知事が倒壊の危険性があると判断するもの				

別表第四

補助対象となる耐震シェルター等

分類	補助対象
耐震シェルター	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されているもの
防災ベッド	